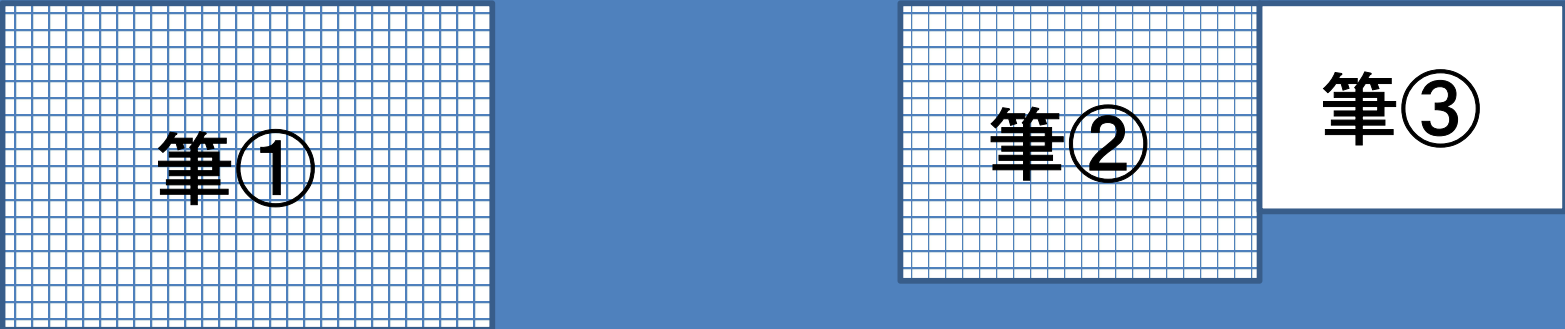


○特定生産緑地に指定されない場合について

Q1 特定生産緑地に指定されない場合がありますか？

A1 特定生産緑地に指定するには、所有する生産緑地が適正に営農・肥培管理されていること等の条件があります。適正な営農・肥培管理ができていない場合、特定生産緑地の指定ができない場合があることから、早期に適正な営農・肥培管理の実施をしてください。

○特定生産緑地の一部指定について

Q2	<p>所有する生産緑地3筆(筆①~③)のうち、 2筆(筆①・②)を特定生産緑地にすることはできますか。</p> <p>(A地区) (B地区)</p>  <p>筆① 筆② 筆③</p>
A2	<p>可能です。申出基準日から10年間、農地として適正管理ができる範囲で、申請をお願いします。</p>

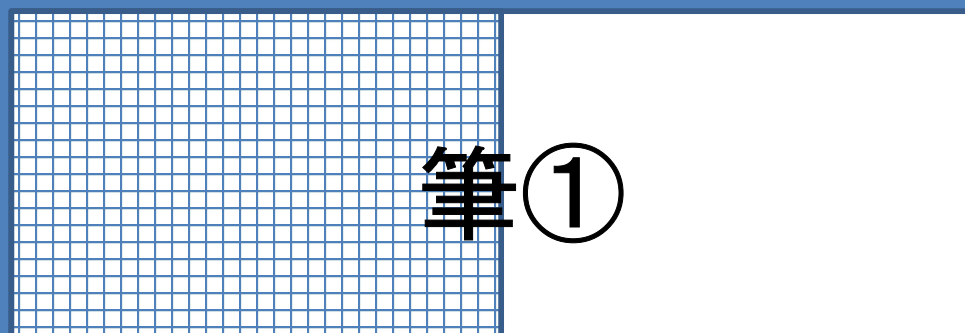
※300㎡未満の生産緑地を特定生産緑地に指定しようとする場合は、事前に都市計画課へご相談ください。

○特定生産緑地の一部指定について

Q3

所有する生産緑地1筆(筆①)のうち、
その一部を特定生産緑地にすることはできますか。

(C地区)



A3

可能です。ただし、原則1筆単位での指定となるため、
分筆をお願いします。

※300㎡未満の生産緑地を特定生産緑地に指定しようとする場合は、
事前に都市計画課へご相談ください。

○農地等利害関係人に関することについて

農地等利害関係人とはだれを指しますか。

Q4 また、農地等利害関係人がだれかをどこで確認できますか。

○農地等利害関係人に関することについて

A4

NO	利害関係人区分	情報取得先
1	所有権を有する者	大阪法務局池田出張所 (土地登記事項証明書)
2	対抗要件を備えた地上権を有する者	
3	対抗要件を備えた賃借権を有する者	農業委員会事務局
4	登記した永小作権を有する者	大阪法務局池田出張所 (土地登記事項証明書)
5	先取特権を有する者	
6	質権を有する者	
7	抵当権を有する者	
8	質権若しくは抵当権に関する仮登記の登記名義人	
9	差押さえの登記の登記名義人	
10	農地等に関する買い戻しの特約の登記の登記名義人	

○農地等利害関係人に関することについて

Q5 農地等利害関係人全員の同意が必要とありますが、登記簿の中に、亡くなっている人がいる場合は、その人の分の同意は不要ですか。

A5 必要です。

亡くなられた方の分は、その分の相続人全員（相続人が未定の場合は法定相続人全員）の同意の取得が必要となります。登記簿の名義が亡くなられた方のままである場合は、特定生産緑地の指定手続きまでに相続登記を済ませていただきますようお願いいたします。

○農地等利害関係人に関することについて

Q6

農地等利害関係人の登記簿上の住所と、現住所が違う場合はどうしたらいいですか。

A6

大阪法務局池田出張所で、登記簿上の住所を現住所に変更する手続きをお願いします。変更登記をされない場合は、登記簿上の住所から現住所に至るまでの住所の沿革を証明する書面が必要となります。